# 内閣官房令

**○内閣官房令第五号**

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年四月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （表一の項関係）<br>**第一条**　［略］<br>［２・３　略］<br>４　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。<br>［一～八　略］<br>［号を削る。］<br>九　［略］<br>十　［略］<br>［５～７　略］ | （表一の項関係）<br>**第一条**　［同上］<br>［２・３　同上］<br>４　［同上］<br>［一～八　同上］<br>九　国際博覧会推進本部に関する事務を掌理するもの<br>十　［同上］<br>十一　［同上］<br>［５～７　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

# 府令

**○内閣府令第三十六号**

私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号）の施行に伴い、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

**第一条**　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>［１～11　略］<br>12　第一条の規定は、金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第百五十二条第五項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は金融商品取引法施行令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出する届出書（開示府令第二号様式又は第二号の五様式により作成するものに限る。）又 | **附　則**<br>［１～11　同上］<br>12　第一条の規定は、金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は金融商品取引法施行令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出する届出書（開示府令第二号様式又は第二号の五様式により作成するものに限る。）又は |